

## 昭和五十七年通商産業省令第三十四号

深海底鉱業暫定措置法施行規則

深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、深海底鉱業暫定措置法施行規則を次のように制定する。

目次

第一章 通則（第一条～第五条）  
第二章 深海底鉱業の許可の申請等の手続（第六条～第十六条）

第三章 深海底鉱業の実施等（第十七条～第十九条）

第四章 雜則（第二十条～第二十八条）

附則

用語

第一章 通則

第一条 この省令において使用する用語は、深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四条）において「法」という。ににおいて使用する用語の例による。

第二条 法に基づく申請及び届出の書面、図面及び書類は、一件ごとに作成しなければならない。

（申請番号）

第三条 経済産業大臣は、深海底鉱業の許可又は変更の許可の申請書を受理したときは、申請書に申請番号を付し、これを当該申請人に通知しなければならない。

（書面等の作成）

第四条 法第二条第二項の経済産業省令で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。ただし、鉱物資源の探査又は採鉱に関わらずかの国の管轄権の下に置かれている区域を除く。

第五条 第二条第三項の経済産業省令で定める方法は、ナロービームサウンダー、フリーフォールサンプラーその他の機器を用いて、調査の対象となる地域を通じて広く深海底鉱物資源の存在状況を調査することをいう。

（深海底鉱業の許可の申請等の手続）  
（深海底鉱業の許可の申請）  
第六条 法第五条第一項の規定により深海底鉱業の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。  
第七条 法第五条第二項の事業計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 事業実施の方法及び事業の規模  
二 所要資金の額及びその調達方法並びに借入金の返済計画  
三 法第五条第二項の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。  
一 申請人が自然人である場合にあつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は日本国の国民であることを証するに足りる書面  
二 申請人が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書又は日本国の法人であることを証するに足りる書面  
三 申請人（申請人が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第十二条第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを説明した書面  
四 申請人が法人である場合にあつては、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

## 五 主たる技術者の履歴書

前二号に掲げるもののほか、深海底鉱業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有することを説明した書類

七 前各号に掲げるもののほか、様式第二による鉱床説明書（法第四条第一項の許可の申請が、採鉱の事業に係るもの（法第十七条の規定による命令に係るものを除く。）である場合に限る。）二人以上共同して深海底鉱業の許可の申請をしようとするときは、第一項の申請書には、共同申請人全員が記名しなければならない。

八 第三項第一号の規定にかかわらず、経済産業局長が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一条）第三十条の七第三項の規定により都道府県知事（住民基本台帳法第三十三条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関。第十条第三項において同じ。）から申請人が日本国の国民である事實を証する本人確認情報の提供を受けたときは、第一項の申請書には、第三項第一号の書面を添付することを要しない。

（共同申請人の代表者）  
第九条 共同申請人は、申請書とともに、全員が記名した代表者選定の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 共同申請人は、申請書に代表者を表示して、前項の届出書に代えることができる。

二 共同申請人は、代表者を変更したときは、全員が記名した代表者変更の届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

三 第一項及び第二項の規定は、申請人の名義の変更により申請人となるべき者が二人以上であるときは、第一項の申請書には、第三項第一号の書面を添付することを要しない。

（申請の区域の変更）  
第十条 法第七条の規定により法第五条第一項第三号及び第四号の事項を変更しようとする者は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 新旧申請の区域の関係を明示した図面

二 第六条第二項各号に掲げる事項を記載した事業計画書（当該事項の変更に伴い事業計画を変更する場合に限る。）

三 前二号に掲げるものほか、様式第二による鉱床説明書（法第四条第一項の許可の申請が、採鉱の事業に係るものである場合に限る。）

四 第六条第四項の規定は、第一項の申請書に準用する。

（申請人の名義の変更）  
第十一条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

二 二通以上の前項の届出書を同時に経済産業大臣に提出しようとするときは、同項の書面は、一通をもって足りる。

（申請人の氏名等の変更）  
第十二条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

三 第六条第四項及び第五項の規定は、前二項の届出書に準用する。

（申請人の氏名等の変更）  
第十三条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

四 第六条第四項及び第五項の規定は、前二項の届出書に準用する。

（申請人の氏名等の変更）  
第十四条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

五 第六条第四項及び第五項の規定は、前二項の届出書に準用する。

（申請人の氏名等の変更）  
第十五条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

六 第六条第四項及び第五項の規定は、前二項の届出書に準用する。

（申請人の氏名等の変更）  
第十六条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

七 第六条第四項及び第五項の規定は、前二項の届出書に準用する。

（申請人の氏名等の変更）  
第十七条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

八 第六条第四項及び第五項の規定は、前二項の届出書に準用する。

（申請人の氏名等の変更）  
第十八条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

九 第六条第四項及び第五項の規定は、前二項の届出書に準用する。

（申請人の氏名等の変更）  
第二十条 申請人は、氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、その事實を証する書面を添え

て、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。法人である申請人がその代表者を変更したときも、同様とする。

3 第一項の規定にかかわらず、經濟産業局長が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により都道府県知事から申請人の住所の変更の事実を証する本人確認情報の提供を受けるときは、第一項の届出書には、当該事実を証する書面を添付することを要しない。
<b>第十二条</b> 法第十二条第一項第二号の經濟産業省令で定める基準は、次の表のとおりとする。 <b>(許可の基準)</b>
<b>第十三条</b> 法第十二条第一項第二号の經濟産業省令で定める基準は、次の表のとおりとする。 <b>(深海底鉱業を行う区域の面積)</b>
<b>第十四条</b> 法第十五条の規定により法第十三条第二項第三号の事項の変更を届け出ようとする者は、届出書に変更の事実を証する書面を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。
2 共同深海底鉱業者は、代表者を変更したときは、全員が記名した代表者選定の届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。
<b>第十五条</b> 法第十八条第一項の規定により深海底鉱業の譲渡し及び譲受けの認可を受ける者は、様式第七による申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。 <b>(深海底鉱業の譲渡し及び譲受けの認可の申請)</b>
<b>第十六条</b> 法第十八条第二項の規定により法人の合併又は分割の認可を受けようとする者は、様式第八又は様式第八の二による申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。 <b>(法人の合併及び分割の認可の申請)</b>
<b>第十七条</b> 法第二十一条の規定により深海底鉱業の廃止の届出をしようとする者は、様式第九による届出書を經濟産業大臣に提出しなければならない。 <b>(廃止の届出)</b>
<b>第十八条</b> 法第二十三第二項の規定により事業着手の期限の延長の申請をしようとする者は、様式第十による申請書を經濟産業大臣に提出しなければならない。 <b>(事業着手期限の延長の申請等)</b>
<b>第十九条</b> 法第二十四条第一項の規定により施業案の認可の申請をしようとする者は、様式第十二による施業案に、その説明図を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。 <b>(施業案)</b>
<b>第二十条</b> 法第二十八条において準用する鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百二十二条の規定により和解の仲介の申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書を經濟産業大臣に提出しなければならない。 <b>(和解の仲介の申立て)</b>
1 申立人の氏名又は名称及び住所 2 爭議の当事者の氏名又は名称及び住所 3 爭議の経過の概要 4 申立ての趣旨

2 前項の申立てをする場合には、他の当事者の数に応じた部数の申立書の副本を提出しなければならない。

**(立入検査の身分証明書)**

**第二十一条** 法第三十五条第二項の証明書は、様式第十三によるものとする。

**(意見の聴取)**

**第二十二条** 法第三十八条第一項の規定による意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十二条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を处分に係る者又は審査請求人及び参加人に通知し、かつ公示しなければならない。

3 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに、指定した者に対してその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。

6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができる。

7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

**(結合関係)**

**第二十三条** 法第四十条の経済産業省令で定める結合関係は、日本国の国民又は法人が外国深海底鉱業者との間に、当該外国深海底鉱業者が受けた許可によつて深海底鉱業を行うことを内容とする契約を締結していることとする。

**(認定の申請)**

**第二十四条** 法第四十条の規定により経済産業大臣の認定を受けようとする者は、様式第十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請人が自然人である場合にあつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は日本国の国民であることを証するに足りる書面

二 申請人が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書又は日本国の法人であることを証するに足りる書面

三 外国深海底鉱業者との間の契約書の写し

四 外国深海底鉱業者が深海底鉱業国より受けた許可の概要を説明した書類

五 外国深海底鉱業者及び申請人が行う深海底鉱業の概要を説明した書類

第六条第五項の規定は、第一項の申請書に準用する。

**附則**

この省令は、法の施行の日（昭和五十七年七月二十日）から施行する。

**附則**（昭和五九年八月二十四日通商産業省令第五一号）

この省令は、昭和五十九年九月一日から施行する。

**附則**（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

**附則**（平成一一年三月一九日通商産業省令第二二号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

**附則**（平成一三年三月一九日通商産業省令第九九号）抄

この省令は、平成十三年三月一九日から施行する。

**附則**（平成一五年二月三日経済産業省令第九号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

**附則**（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

**附則**（平成二五年一月二〇日経済産業省令第六四号）

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

**附則**（平成二八年三月二九日経済産業省令第四三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附則**（平成元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附則**（令和元年一二月一八日経済産業省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附則**（令和二年一二月一八日経済産業省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

**第一条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい

う。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一  
部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、  
この省令は、公布の日から施行する。（令和五年一二月二八日経済産業省令第六三号）抄

様式第1（第6条関係）（平10通産令34・平11通産令22・平12通産令254・令2通産令92・一部改正）

探査（採鉱）の事業許可申請書	取入印紙
年 月 日	

経済産業大臣殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

下記の区域について、探査（採鉱）の事業の許可を受けたいので、深海底鉱業  
暫定措置法第5条第1項の規定に基づき、必要な書類を添えて申請します。

記

1 深海底鉱業を行う期間

年 月 日から 年 月 日間  
年 月 日まで

2 探査又は採鉱を行う区域の位置

3 探査又は採鉱を行う区域の面積

備考

- 1 「2」の位置は、緯度及び経度により表示される座標をもつて記載すること。
- 2 申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、消印をしないこと）。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第2（第6条関係）（平10通産令34・平11通産令22・一部改正）

鉱床説明書

住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

1 海底地質の状態

2 海底地形の状態

3 鉱床の状態

(1) 位置

(2) 面積

(3) 分布密度（キログラム／平方メートル）

(4) 品位（パーセント）

(5) その他

4 鉱量及び金属量

(1) 総鉱量及び金属量（百万トン）

(2) 可採鉱量及び金属量（百万トン）

5 鉱床図及び金属量の算出根拠

6 積行の実績

7 その他参考となる事項

備考

1 海底地質図、海底地形図、鉱床位置図及び鉱床図を添えて説明すること。  
と。この場合において、海底地質図は表層堆積物等厚線図、地質構造図及  
び海底面構成物質分布図に、海底地形図は平面図及び断面図に、鉱床図は  
等分布密度図、等品位図及び含有金属密度図に分けることとし、縮尺は1:20  
万分の1とすること。

2 「3(4)品位」には、銅、マンガン、ニッケル及びコバルトについて記載  
すること。

3 「3(5)その他」には、深海底鉱物資源の形状及び粒径並びに鉱床の確認  
方法等について記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2（第6条関係）

様式第3 (第8条関係) (平10通産令34・平11通産令22・平12通産令24・令2経産令92・一部改正)

## 申請区域の変更申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所  
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

下記の申請について、申請の区域の位置及び面積を変更したいので、深海底鉱業暫定措置法第7条の規定に基づき、必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 申請番号
- 2 変更前の申請の区域の位置
- 3 変更前の申請の区域の面積
- 4 変更後の申請の区域の位置
- 5 変更後の申請の区域の面積
- 6 変更の理由

## 備考

- 1 「2」及び「4」の位置は、緯度及び経度により表示される座標をもって記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名(代表者の氏名を除く。)は本人が記名すること。

様式第4 (第9条関係) (平10通産令34・平11通産令22・平12通産令24・令2経産令92・一部改正)

申請人の名義の変更届

【  
印紙】

年 月 日

経済産業大臣殿

旧申請人の住所  
旧申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
新申請人の住所  
新申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、申請人の名義を変更したので、深海底鉱業暫定措置法第10条第2項の規定に基づき、必要な書類を添えて届け出ます。

記

- 1 申請番号
- 2 申請の年月日
- 3 旧申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
- 4 新申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

## 備考

- 1 届出書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること(その収入印紙には、消印をしないこと)。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名(代表者の氏名を除く。)は本人が記名すること。

様式第5 (第9条関係) (平10通産令34・平11通産令22・平12通産令24・令2経産令92・一部改正)

相続その他一般承継  
(死亡による共同申請人の脱退)による申請人の  
名義の変更届

収入印紙

年 月 日

経済産業大臣殿

新申請人の住所  
新申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、申請人の名義を変更したので、深海底鉱業暫定措置法第10条第3項の規定に基づき、必要な書類を添えて届け出ます。

記

- 1 申請番号
- 2 申請の年月日
- 3 旧申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
- 4 新申請人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

備考

- 1 届出書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、消印をしないこと）。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第6 (第12条関係) (平10通産令34・平11通産令22・平12通産令24・令2経産令92・一部改正)

深海底鉱区等の変更の許可申請書

収入印紙

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所  
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、深海底鉱区等の変更の許可を受けたので、深海底鉱業暫定措置法第14条第1項の規定に基づき、必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 変更後の深海底鉱業を行う期間  
年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日間

3 変更後の深海底鉱区の位置

4 変更後の深海底鉱区の面積

5 変更の理由

備考

- 1 「3」の位置は、緯度及び経度により表示される座標をもつて記載すること。
- 2 申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、消印をしないこと）。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第7 (第15条関係) (平10通産令34・平11通産令22・平12通産令254・令2経産令92・一部改正)

深海底鉱業の譲渡し及び  
譲受け認可申請書収入  
印紙

年 月 日

経済産業大臣殿

譲渡人の住所  
譲渡人の氏名又は名称及び  
法人にあつてはその代表者  
の氏名

譲受人の住所  
譲受人の氏名又は名称及び  
法人にあつてはその代表者  
の氏名

下記のとおり、深海底鉱業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので、深海底  
鉱業暫定措置法第18条第1項の規定に基づき、必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 許可番号
  - 2 譲渡人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
  - 3 譲受人の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
  - 4 深海底鉱業の一部の譲渡し及び譲受けの場合にあつては、当該深海底鉱業の  
位置及び面積
- 備考
- 1 申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収  
入印紙には、消印をしないこと）。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第8 (第16条関係) (平13経産令99・全改、令2経産令92・一部改正)

法人の合併の認可申請書

収入  
印紙

年 月 日

経済産業大臣 殿

住所  
合併する法人の名称及び代表者の氏名  
住所  
合併する法人の名称及び代表者の氏名

下記のとおり、法人の合併の認可を受けたいので、深海底鉱業暫定措置法第18条  
第2項の規定に基づき、必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 許可番号
  - 2 合併前の法人の名称及びその代表者の氏名
  - 3 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の名称
- 備考
- 1 申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印  
紙には、消印をしないこと）。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 3 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第8の2 (第16条関係) (平12経産令99・追加、令2経産令92・一部改正)

収入印紙

年月日

経済産業大臣 殿

住所

被承継人の名称及び代表者の氏名

下記のとおり、法人の分割の認可を受けたいので、深海底鉱業暫定措置法第18条第2項の規定に基づき、必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 許可番号
- 2 被承継人の名称及び代表者の氏名
- 3 承継人の名称
- 4 深海底鉱業の一部を承継させる分割の場合にあつては、当該深海底鉱区の位置及び面積

備考

- 1 申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（その収入印紙には、消印をしないこと）。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第9 (第17条関係) (平10通産令34・平11通産令22・平12通産令24・令2経産令92・一部改正)

事業廃止届出書

年月日

経済産業大臣 殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、事業を廃止したので、深海底鉱業暫定措置法第21条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 許可番号
- 2 廃止の時期
- 3 廃止の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第10（第18条関係）（平10海産令34・平11海産令22・平12海産令254・令2海産令99・一部改正）

## 事業着手期限延長申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

下記のとおり、事業着手の期限を延長したいので、深海底鉱業暫定措置法第23  
条第2項の規定に基づき申請します。

記

1 許可番号

2 事業着手の期限の延長を必要とする理由

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第11（第18条関係）（平10海産令34・平11海産令22・平12海産令254・令2海産令99・一部改正）

## 事業休止認可申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

下記のとおり、事業の休止の認可を受けたいので、深海底鉱業暫定措置法第23  
条第3項の規定に基づき申請します。

記

1 許可番号

2 事業休止の期間

年 月 日から 年 月 日間  
年 月 日まで

3 事業の休止を必要とする理由

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（代表者の氏名を除く。）は本人が記名すること。

様式第12の1 (第19条関係) (平10通産令34・平11通産令22・令2通産令02・一部改正)

## 探査の事業に関する施設案

## 住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

- 1 許可番号
- 2 探査を行おうとする区域の位置及び面積
- 3 探査に関する事項
  - (1) 海底地質の状態
  - (2) 海底地形の状態
  - (3) 探査の方法
- 4 保安に関する事項
  - (1) 作業の安全その他に対する危害の予防に関する事項
  - (2) 施設の保全に関する事項
  - (3) 銀色の防止のための施設に関する事項
- 5 他の権益との調整に関する事項

## 備考

- 1 「2」の位置は、緯度及び経度により表示される座標をもつて記載する  
こと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名(代表者の氏名を除く。)は本人が記名すること。

様式第12の2 (第19条関係) (平10通産令34・平11通産令22・令2通産令02・一部改正)

## 採掘の事業に関する施設案

## 住 所

氏名又は名称及び法人にあ  
つてはその代表者の氏名

- 1 許可番号
- 2 採掘を行おうとする区域の位置及び面積
- 3 採掘に関する事項
  - (1) 海底地質の状態
  - (2) 海底地形の状態
  - (3) 主要な鉱床の位置及び面積
  - (4) 採掘の方法
  - (5) 1年間における採掘予定量及び予定平均品位
- 4 輸送に関する事項
- 5 運搬及び製錬に関する事項
  - (1) 運搬及び製錬の方法
  - (2) 1年間における産出予定量及び予定平均品位
- 6 保安に関する事項
  - (1) 作業の安全その他に対する危害の予防に関する事項
  - (2) 施設の保全に関する事項
  - (3) 銀色の防止のための施設に関する事項
- 7 他の権益との調整に関する事項

## 備考

- 1 「2」及び「3⑤」の位置は、緯度及び経度により表示される座標をも  
つて記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 3 氏名(代表者の氏名を除く。)は本人が記名すること。

様式第13(第21条関係) (平12通産令234・一部改正)

(表)

第 号	
深海底鉱業暫定措置法第35条第2項の規定による立入検査を行う職員の	
身分証明書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">         写  真       </div>	<small>(押出スタンプ 郵印)</small>
職名及び氏名	
年 月 日 生	
年 月 日 発行	
有効期限	
経済産業大臣	
㊞	

(裏)

深海底鉱業暫定措置法抜き

第35条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、深海底鉱業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、深海底鉱業者の事業所又は事務所に立入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査せることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条 第35条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

備考

用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

様式第14 (第23条関係) (平10海産令34・平11海産令22・平12海産令254・令2海産令92・一部改正)

結合関係の認定申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

下記のとおり、結合関係の認定を受けたいので、深海底鉱業暫定措置法第40条の規定に基づき、必要な書類を添えて申請します。

記

1 外国深海底鉱業者の国籍、氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

2 深海底鉱業を行う期間

年 月 日から 年 月 日間

年 月 日まで

3 深海底鉱業を行う区域の位置及び面積

備考

1 「3」の位置は、緯度及び経度により表示される座標をもつて記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名 (代表者の氏名を除く。) は本人が記名すること。